

「親なき後」への親のねがい

保護者記入

■日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について

- ① 利用したい ② 考えていない ③ 利用しない

日常生活自立支援事業とは、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活を送れるように福祉サービス等の利用援助を行う制度です。

たとえば、福祉サービスの情報を伝えたり、利用料の支払いのお手伝い、日常的な金銭管理などです。相談や支援計画の作成は無料です。生活支援人の援助は利用料がおおむね1回1,200円+交通費（生活保護を受けている方は無料です）です。

お問合せ先 根室市社会福祉協議会
電話 0153-24-0381

■親（保護者）自身は任意後見契約をしているか。

- ① している ② していない

氏名	関係	住所
電話	公正証書契約番号	

■親（保護者）は遺言状を作成しているか。

- ① している ② していない

公正証書遺言状（保管場所	）
自筆証書遺言状（保管場所	）